「茂原市新型インフルエンザ等対策行動計画（案）」に関するパブリックコメントの実施結果について

対応区分	件数
Ａ：計画に反映する	１１
Ｂ：計画を実施する上で参考とする （取組み内容の充実を図る）	２
Ｃ：計画に反映しない	５
Ｄ：その他意見・要望等	４

意見提出者　１名

ＮＯ	ページ	意見の概要等	対応区分	市の考え方
１	１	本行動計画は作成の手引きにより案を作成したものと思うが、鳥インフルエンザを含めていること、特に具体的な医療体制に言及していて、茂原市行動計画を補完する内容なので、千葉県行動計画を基本にすべきである。 或は、国、千葉県、茂原市のそれぞれの対応を一覧にして役割分担がわかるようにした方がいいのではないか。	Ｂ	・茂原市行動計画は千葉県行動計画を踏まえ作成を行っております。 ・役割分担ついては、本文中「５　対策推進のための役割分担」において明記しておりますが、今後検討します。
２	１	「可能性」ではなく「恐れ」或は「危険性」とすべきではないか。	Ｃ	政府行動計画及び県行動計画と同表記としますので原案のとおりとします。
３	１	２．国の新型インフルエンザ対策への取組 「新型インフルエンザにかかる対策について」は不要ではないか。	Ａ	ご指摘のとおり削除します。
４	２	６．茂原市行動計画の作成 「作成する」ではなく、策定後に違和感が無いように「作成することとした」とすべきではないか。	Ａ	ご指摘のとおり修正します。
５	３・５	ページ３で（以下「新型インフルエンザ等」という。）というのは、新型と再興型と新感染症の意味であるが、こちらでいう「新型インフルエンザ」とは再興型を含めたものということか。 そうであれば、本行動計画の上で分ける意味があるのだろうか。	Ａ	県行動計画と同表記としますので、ご指摘のとおり修正します。

６	３	計画の見直しは政府の変更だけでなく千葉県の変更の時も行うべきではないか。	Ａ	ご指摘のとおり追記します。
７	８	新型インフルエンザの場合、ワクチン製造にかかる期間が 6 か月も必要となると、それほど長く流行を抑えることはできないのではないか。	Ｄ	国は、新型インフルエンザ等発生後、ワクチン製造用のウイルス株が決定されてから、６か月以内に全国民分のパンデミックワクチンを製造することを目指しています。 また、国は上記のように、発生後に一定の時間がかかるため、それまでの間の対応として、医療従事者や国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務に従事する者等に対し感染対策の一つとして、プレパンデミックワクチンの接種が行えるよう備蓄を進めています。
８	５	「各般の対策」とはどういう意味か。	Ｄ	感染拡大防止に資する対策を想定しています。 例：相談窓口の設置、県の行う措置への協力
９	１３	「市町村」を「茂原市」とすべきではないか。	Ｃ	周辺市町村と情報共有する必要があるので、原文のとおりとします。
１０	１３	「学校」を「学校及び保育園等」とすべきではないか。	Ａ	ご指摘のとおり修正します。
１１	１５	特定接種の対象となる公務員の範囲を明確にすべきではないか。	Ｃ	公務員の範囲については政府行動計画に定められており、原文のとおりとします。
１２	２１	発生は国外から段階的にくるとは限らず、いきなり市内で発生することもありうる。そのため未発生期の対策は必要にしても、一番混乱する時の対策を筆頭にしておくべきではないか。	Ｃ	各段階の記載の順番は、政府行動計画及び県行動計画に準じて、原文のとおりとします。
１３	２１	本行動計画は策定後に違和感が無いように表現すべきではないか。例えば「本行動計画に基づきマニュアルを作成し、・・・」など。	Ｂ	マニュアルの作成は本行動計画に沿って行います。
１４	２５	海外発生期の対策の考え方として１）のうち、情報がない可能性という表現の「可能性」は「危険性」とすべきではないか。	Ｃ	政府行動計画及び県行動計画と同表記としますので原案のとおりとします。

１５	２５	また、「強力な措置をとる」とあるが茂原市でどういう措置がとれるのか。	Ｄ	関係機関等と連携し対策を行うと考えます。
１６	２５	５）のうち医療機関へ情報提供は茂原市の業務であるのか。	Ａ	わかりやすくし「市民等への情報提供」と修正します。
１７	２５	条例の後にその条例の番号及び成立年を記載すべきではないか。	Ａ	ご指摘のとおり追記します。
１８	２９	多くの人がインターネットで「インフルエンザ」を検索することによって受診患者のピークより 2 週間前に発生の兆候があったというビッグデータの活用の例が紹介された。非常に有用な例で今後活用を期待したい。	Ｄ	ご意見とします。
１９	３１・３６	「千葉県の施設の使用制限の要請・指示に協力する」というのは茂原市が管理する施設の使用を控えるという意味と別の意味にもとれるので明確にするため「千葉県による・・・」とすべきではないか。 或は、例えば「特措法 45 条 2 項に基づく千葉県の要請により学校、保育所（園）等の使用を制限する」に修正する。 また、条文上「指示」はないのだが。	Ａ	ご指摘のとおり修正し「指示」の表現は削除します。
２０	３１・３６	次の対策と同様の表現となっているが、24 条 9 項は公私の団体・個人に対する協力要請であり、これに協力するのは当然であるが、施設に対する協力要請ではない。 或は、例えば「特措法 24 条 9 項に基づく千葉県の要請により感染予防策を周知する」に修正する。 また、条文上「指示」はないのだが。	Ａ	ご指摘のとおり修正し「指示」の表現は削除します。
２１	３１・３６	45 条 2 項は学校、社会福祉施設、興行場等に対する施設の使用制限を要請するもので、一般施設に対する使用制限を要請するものではないし、団体・個人に対する協力要請でもない。	Ａ	ご指摘のとおり該当文を削除します。
２２	その他	誤字等に対する意見	Ａ	錯誤のため、修正します。